

福祉環境委員会記録

令和元年7月4日(木)
15時19分～16時00分
第1委員会室

(委員) 柳楽委員長、上野副委員長

村武委員、布施委員、芦谷委員、田畑委員、澁谷委員、西村委員

(議長・委員外議員)

(事務局) 新開書記

議題

- 1 浜田市認知症の人にやさしいまちづくり条例(案)の検討について

- 2 その他

次回開催 令和元年7月22日(月)10時～

令和元年7月31日(水)13時～

【以下詳細は会議録のとおり】

【会議録】

(開 議 15 時 19 分)

柳楽委員長

ただ今から福祉環境委員会を開会します。

今、まとめていただいたものを送っていただきましたが、その前に1つ皆さんにお諮りしたいことがあります。これまで認知症に関して、島田病院の島田先生や医師会の方に市に協力していただいているという情報があり、島田先生のお話や認知症の方のご家族の団体等の話を伺ってからの方が良いのではないだろうかという話がありました。委員会として理念条例ということなので、特にそういうことをせずに提出しても良いのではないかというご意見であれば、そのように進めれば良いと思いますし、そういった方のご意見も伺った上で今後のことを考えて段階を踏んだ方が良いということであれば、そのように段取りをさせていただくこともあるかと思えます。皆さんのご意見をいただきたいと思えます。

澁谷委員

うちの委員会は粛々と条例を作っていく、昨日執行部から正副委員長にお話があったようなことが22日の時にあれば、また考えれば良いし議論すれば良いと思えます。このメンバーは10月までと時間が限られているのです。それまでに1つの成果として条例を作っていくようにしているのです。話を聞きましょう、とやっていたら、これを途中でしたまま任期が終わってしまう。僕は作るべきだと思う。

この間も言ったけど委員会が最低まとまっていなくて執行部には絶対に対応できないから。問題点を次々挙げられたらすぐ瓦解する。だから委員長がいない間に残った4人で、問題になった条例趣旨の部分を3案も考えたのよ。せつかく、考えたものを無駄にして再度話し合いますと言われて、はいそうですかと言えらると思えますか。

柳楽委員長

皆さんが今考えていただいた所は、しっかりこの中に取り入れていこうと思えます。その上で、もしそういったことをする必要があるのでないかというご意見があるようでしたら、必要ないと言われる方が多ければ話し合いは行わないでしょうし。皆さん

からご意見をいただきたいと思います。

村武委員

委員長が言われたのは条例に関してですか。

柳楽委員長

はい、そうです。結局条例に関してという所が、政策提言の所も含んではくるかもしれませんが、やはり条例となるとかなり重いものだと思いますので。

村武委員

昨日も私の意見を言わせていただいたのですが、時間があるのであればお聞きすることはあっても良いのかなとは思いますが。ただ、昨日もお話されていたように、これから変えていくこともできると言われていたので、それをどの段階でやって行くかだと思います。

新開書記

条例をここで作って上程する前に、今まで浜田市で認知症に関する活動を第一線で引っ張って来られた島田先生を中心とするネットワークがあるそうなのですが、そこにお伺いというか、我々議会でこういう条例を今作ろうとしていますというような。どこまで話が広がって延びる形になるのかは分かりませんが、話し合いをすれば12月施行は難しくなるかもしれませんが、上げておいて事後報告するのではなく、そういう動きがあると話しておいた方が良いのではないかと、と執行部から昨日指摘がありましたので。止めるのではなく、せつかく、作ったし悪い条例ではないと思うので、事前にセッションの場を設けていただくかどうか、という話です。

布施委員

島田先生を中心にやって来られたことはよく分かりますが、示された条例案は、認知症の方も市民の方も行政も皆でまちに優しい認知症条例を作ろうということなので、私は基本理念としてこれをたたき台にして、条文を考えておられますよね、条文でそういうことを表す文言を入れれば、条例を推進していても良いのではないかという思いが私にはあります。その上で、専門的に今までやってきたものについては参考というか、専門的意見をどこに反映していくか考えてやっていけばいいのではという思いがあります。先ほど1時間半費やして皆さん考えられましたが、私は私なりに条例の前文を考えています。後で披露させていただきますが。そういうことを踏まえて私はこの条例の前文を考えたいつもりです。

柳楽委員長

布施委員

柳楽委員長

布施委員

柳楽委員長

田畑委員

柳楽委員長

澁谷委員

田畑委員

ということは、布施委員は先生との意見交換等は……。

やっても良いけど。

それがなければできない、ということではないということですね。

そうです。

その他ございませんか。皆さん是非ご意見を言っていたきたいと思います。

これが良い悪いは別にして、ここまで条例のベースを作っているんで、基本理念の条例で、運用するとなると先生方やいろいろな関係者の方々との意見交換をして、その都度、必要に応じて条例を見直すという考え方で良いと思う。そうしないと今関係各所と意見交換していると、この基本ベースが狂ってとてもではないが間に合わなくなる。今まで費やした時間は何だったのかということになると、あまりよろしくないと思うので、僕はその方が良く思う。

他にございませんか。特に無ければ、どちらにするか二択で……。

条例を議会が作ることに於いて、作るという主体的な行動をしようとしている時に、本来なら執行部が作ってくれば議会が作る必要は全くないわけで。指摘があつて今回の話にあるように、医療費が高くなって介護保険料が高くなっているのは、介護認定率が高いからだということが原点にあつて、それならそういう体系的にいった場合には先進自治体のような条例も取り組んでみようということ、今取り組んでいるわけですね。

話をしても良いけど、それは議会が……なぜ執行部にそういうことを言われなかつたのか、それならこれを執行部が作ってくれということだ。作らずにいて、やり始めたことについては口を出されても、よく分からない。逆に、議会が勝手に作っているこういう案が出ていますが、先生どう思いますかと執行部が確認してくれても良いはずだし。話し合いをして、先生が「こんなものつまらない」と言われたらこれを我々が全部捨てるのか。何十時間の労力を捨てるのか。議会はそんな軽いものではない。

それはそれとして、良い悪いは別にしてこの場で相当時間をか

けてやっているから。理念は理念として置いておいて、運用するとなると見直さないといけない部分は必要に応じて、削除したり加筆したりは当然やっていくだろうけど、今それをやるとこれが無駄になるのではないかという気がする。

柳楽委員長

島田先生に例えば「今こういうものを作ろうとしています」ということで見ていただいたとしても、それを全否定されることはまずないと思います。思いは同じような方向には向くと思いますが、こういうことをやっていることを、これまでずっと携わってきてくださった先生方に、こういうことをやっているのご報告するだけでも違うのかなと、執行部から話を聞いて私自身思いました。これを全く無駄にする気持ちは私自身ありません。良いものに仕上げたいという気持ちはありますので。

ご意見を伺っていると、これを今後きちんと仕上げていくまでに意見交換をする必要はないのではないかと、という意見の方が多いのかなと受け止めたのですが。意見があれば言ってください。

上野副委員長

私も柳楽委員長が言われたように、1回先生に「我々はこのことを進めているのだ」と言っておけば、後々先生との意見交換をしやすいのではないかと気がしますが。それすらしてはいけないというなら、それは……。

澁谷委員

正副委員長が言って話をしてもらっても良い。

柳楽委員長

それでよろしければ、はい。

澁谷委員

それでなければ、今の話だと「やめようや」という話になりかねない。それでなくても執行部はやめさせたがっているのだから。

柳楽委員長

私はそのようには受け止めていないのですが。

澁谷委員

僕はずっと言っているように、やめさせようにかかっているのだから、ここで先生と話をしたら穏やかな話にならないと思う。

柳楽委員長

もしよろしければ、私と副委員長とで、今こういうことをうちの委員会でやろうとしていますとご報告させていただいて、その中で先生から、ちょっと話をしようかみたいなことになれば、また皆さんと一緒に話をさせていただくという方向もできるのかとは思いますが。

芦谷委員

あまりこだわらずに両方進めれば良いと思います。認知症条例の中にも、関係機関・専門機関があるのだから、我々は知見がな

いから、そうすると専門のことについてはそこに載せるとして、そういう人たちも参加してもらおうということなのだから良いと思う。問題は認知症カフェや家族の会といった所に接触して、こういうことをしていると知ってもらおうという意味もあると思います。そういう意味では条例は条例できちんと作って、もし意見交換をして修正があれば修正をすることにしたとしても、一応両方で進めていって途中で意見交換をすれば良いと思いました。

柳楽委員長

私もこれを途中で止めようと言う気持ちはないので、皆さんの議論としては深めつつ、そこに先生等の意見を伺う形にしていけたらと思いますが、そういう形でよろしいですか。

田畑委員

先生ももちろんだけど、島田病院の中にも認知症の患者の方が多数入院されている。各施設には必ずと言って良いほど家族会があります。そういう方々との意見交換なら分かります。先生の感覚と家族の感覚と議会の感覚は、立ち位置が皆違うのだから、なかなか難しいような気が僕はするのだが。それは家族会の方々が余程心がこもった……。

柳楽委員長

私最初に、家族の団体という話もしたと思うのですが。

田畑委員

されたと思うが。

村武委員

多分、島田先生は浜田市の認知症認定医だった気がします。浜田市における認知症の先生だった気がするので、そういう意味で単なる病院の先生ではないので、執行部がそう言うのかなとは思っているのですが。島田先生にお話を伺うのは良いとは思いますが、今の段階でお会いしてもどんな感じになるのかがイメージできないので、正副委員長に行っていただいて、先生が「委員会と話をしたい」と言われたら来ていただくのが良いかなと。

布施委員

それをしないと前に進まないということですか。

柳楽委員長

いえ、これを作成していくのは作成するということで。先生の所にうかがったりだとか、認知症の方の家族の方とお会いして我々が進めようとしていることのお話は正副委員長でやって、同時進行の形でやらせていただければ良いかなと。それも必要ないのではないかということであれば。

布施委員

必要な部分はあるかもしれないが、基本理念の部分を考える時

にやはり気持ちが必要です。執行部は執行部で動いて、サポーターは作るけどそれが機能していない。私らもサポーターだけど実際、地域において認知症患者がいても接し方が、家族の人は構わないでくれと言うこともある。でも基本条例の理念を作ることによって、相談をしてくださいと言える立場として考えを持っていくには、こういう条例があった方が地域全体でフォローしていくには。私は認知症患者は地域でフォローするのが一番と感じています。家族だけの問題ではないですよということを、これで謳うことが大きな目的に入っていると思います。だから、先生の意見は意見として聞いても良いけど、この部分はしっかり揉んでやる方が良い気がします。

柳楽委員長

繰り返しになりますが、これはこれでしっかりやっていきたいと思っています。

では皆さん、今やっていたいでいるものを仕上げていく形で、それと並行して正副委員長で先生にお会いしたり、家族の団体の方にお会いして、こういう形の物を進めていますというご報告をまずはさせていただくということによろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

では、前段でそういうことをお諮りさせていただきました。

1 浜田市認知症の人にやさしいまちづくり条例(案)の検討について

柳楽委員長

ここに村武委員から送っていただきました、3点について取りまとめていただいているところについて、説明をいただけますか。

布施委員

私の案を言っても良いですか。ノートに書いてあるのですが。

柳楽委員長

はい。

布施委員

私の案も参考にさせていただければと。先ほど言ったことを含めて言います。

「私たちは地域の皆さんと高齢社会の認知症の問題を実践を通して一緒に取り組むことで、市ぐるみでフォローしていくまちづくりを推進するためにこの条例を制定する。」

という文章にしました。先ほど言った思いもあってこういう前文を作りました。

柳楽委員長

はい、ありがとうございます。この前文を今、布施委員が出し

てくださったのも入れて、4つということですね。

新開書記 西村委員は。

西村委員 あるよ。

柳楽委員長 他の方は。

村武委員 今、データで送った3つの案は、委員会が始まるまでに参加できる委員で考えた3案です。

柳楽委員長 西村委員、どうしてもこの文言は入れたいというところがあれば。

西村委員 いや、それは別がない。

芦谷委員 認知症の人とその家族に寄り添う。今流行りの言葉「寄り添う」を是非。

柳楽委員長 認知症になっても住み慣れた地域で、というところは共通していますよね。正しい知識のところも共通しているものがあるので、私たちの認知症に関する正しい知識を得て、認知症の予防を強化し、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、認知症の人とその家族に寄り添う……。認知症の予防を強化し、というよりも、すみません、この中から良いところ取りをしていったのが良いかなと思うのですがいかがですか。出している案で、良いところ取り。

澁谷委員 1、2、3はほとんど一緒なのです。表現を少し変えているだけで。

柳楽委員長 そうですね。この中から同じような文言の中でも、言い回しの一番良いところを抜き出していきたいと思うのですが。

まず、私たちは認知症に関する正しい知識を得て、という所まではそれでよろしいですか。

澁谷委員 3案の中でも3番が一番こなれている感じにはなっています。これは西村さんから、認知症予防ということをきちんと入れるということと、村武さんが言う、その前には正しい知識を得てからだということも、皆の意見が結構入っているのが最後のところなので、それに芦谷さんと布施さんの意見をプラスしていただければ、皆が納得する形にはなるかなと。

柳楽委員長 どうやってつなぐかですよね。「認知症の人とその家族に寄り添う」という文言をどこにどのようにつなげるかと……。

澁谷委員
布施委員

布施さんは特に、この一行は入れて欲しいという所は、
ありません。

(以下、自由討議)

芦谷委員

私は「正しい知識」というのは反対なのだ。始めに、私たちは認知症の人が何不自由なく生きられ、認知症の人とその家族に寄り添う、そのために自分たちが知識を得るのだ、ということの方を先に出した方が良いと思います。

柳楽委員長

そこは、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる、という所とつながるのかなと思うので。

村武委員

いきいきと活躍し、という所で、認知症の方も、というのが。

柳楽委員長

芦谷委員が言われたみたいに、「私たちは」の次にもう「認知症の人とその家族に寄り添い」と入れますか。

芦谷委員

そのほうが、知識を得る自分たちよりも先に出した方が、より良いと思います。

澁谷委員

どうなるのですか。

柳楽委員長

「私たちは認知症の人とその家族に寄り添い、認知症に関する正しい知識を得て」というようにつながるのかなと思ったのですが。

芦谷委員

寄り添うことを基本とし、認知症に関する正しい知識を得て。

柳楽委員長

積極的に認知症予防に取り組み、と言う形で良いですか。

澁谷委員

おかしくないですか。

柳楽委員長

積極的に認知症予防とその実践に取り組み。

澁谷委員

実践という言葉はいけないと、誰か言っていた。

(「いけないということはない」という声あり)

柳楽委員長

「私たちは認知症の人とその家族に寄り添うことを基本とし、認知症に関する正しい知識を得て積極的に認知症予防に取り組み、誰もがいきいきと活躍し、住み慣れた地域で安心して暮らすことを目指してこの条例を制定する。」

(「よし決定」という声あり)

澁谷委員

それで、あとは西村さんの言った第 12 条。「市長は毎年度、認知症の人にやさしいまちづくりに関する施策の実施状況を議会に報告するものとする」を取る。取って第 13 条を第 12 条にする。

あともう 1 個、第 10 条の予防施策がこれでは心許ないという

投げかけを西村さんがしたのだけど、それより詳しいことを教えてくれないから挫折している。第10条がこれで良いということになれば、一応趣旨の前文と、22日には執行部との打合せができるかなど。

田畑委員

第10条については正副委員長と西村委員とで、22日までに考えてよ。

村武委員

宿題だったけど皆さん考えておられなかったですか。

澁谷委員

宿題出てないもの。

村武委員

認知症予防の後に強化を入れたらどうかなど、先ほど少し話していたのですが。

村武委員

最初に「強化」はいけないと言っていませんでしたか。正しい認知症予防を強化し、としていたけど、「強化」は取組になってないとかで。

新開書記

あれは「実践」でした。「取組」と「実践」が被っているから取り消した。

柳楽委員長

あとは考えます。

(「お願いします」という声あり)

澁谷委員

それで22日は一応、意見交換できると。

柳楽委員長

22日。

新開書記

では、今概ねできているところを、こういう案でということで、完成版を委員の皆さんはもちろんですが、22日その日に執行部に配るのではなく、このように提案したいと思いますということで委員さんと同時に執行部に配ります。

澁谷委員

22日に執行部は必ず何だかんだ言ってくるから、この委員会それで瓦解しないようにね。抵抗して最後に瓦解するのは仕方ないけど。

柳楽委員長

提出することに揺るぎはないと思っていますので。

澁谷委員

7月22日にやってその後に、8月5日までに……。

柳楽委員長

7月31日の1時からです。

新開書記

7月22日の午前中に委員会をするのはどうなりましたか。12時半から執行部との意見交換会、2時から先生ですが、午前中という案が昨日出ていて、結局決まらなかったの、ないものかと思ったのですが。

村武委員 22日の午前中は、討論会に向けてのプレゼンの打合せだったの
でしょう。

澁谷委員 では10時は生きているの。

柳楽委員長 生きています。

布施委員 それなら22日は10時からずっと、3つあるということですか。
執行部との話を先にして、12時半から政策討論会の担当等の話が
あって。

村武委員 12時半から執行部です。

芦谷委員 それ時間変えましょうよ。なるべく昼休みは避けましょうよ。

澁谷委員 執行部もこの時間でないと無理だということ。

新開書記 いえ、うちから提案したのですよ12時半と。

澁谷委員 診療医の先生との意見交換会が14時からということ。

新開書記 午前中が良いかどうかは、まだ聞いてないです。ただ12時半
でOKという了解は得ている。

澁谷委員 それなら執行部も10時にするということか。

新開書記 もし、という意味なのですよね。ただ、その10時が可能かど
うか。福祉環境委員の皆さまはその時間、どちらにしても詰まっ
ているので、入れ替えできれば。

芦谷委員 変更してください。

新開書記 はい、分かりました。

村武委員 22日の午前中の討論会に向けての準備というのは、プレゼン内
容は委員長が作ってくださるのでしたか。

（ 「役割分担」という声あり ）

役割分担というのは。

澁谷委員 誰が説明するとか、どういうところまで説明してとか。ここま
では提言書を読んでやっていくとか。討論に対しては誰が答える
とか。パワーポイントみたいなものを各議員に飛ばして、大きな
字で表示するようにするとか。

村武委員 そういう打合せですね。

澁谷委員 今のパターンで行くと10時に逆に執行部と打合せして、それ
が終わった後にプレゼンの打合せをする。

柳楽委員長 執行部の都合がつくのであれば。

新開書記 入れ替えられるなら入れ替えます。

布施委員
新開書記
村武委員
澁谷委員

8月31日は。13時からまた入っているが。

はい。

これは最終ではないですか。

うん、政策討論会の5日までの最終。練習しなくても良い自信があれば良いけど。

柳楽委員長

8月31日に関しては7月22日の状況を見て、またやるかどうかを決めたいと思います。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

2 その他

他に何かありませんか。

(「なし」という声あり)

では、以上で福祉環境委員会を終了いたします。

(閉 議 16時00分)

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

福祉環境委員長 柳楽 真智子 ⑩